

白杵市におけるヤングケアラーへの支援体制について

- 大分県の調査により「家庭にある様々な事情等により年齢にそぐわない責任や負担を背負っており、やりたいことができない子ども（ヤングケアラー）」が、県内に約1,000人いると公表されました。ヤングケアラーの背景には、子どもを取り巻く環境の課題があるため、対象となる子どもへの支援だけでなく、家庭（世帯）を対象とした分野横断的な支援が必要となります。
- 私たち一人ひとりが、正しく理解し、日ごろから意識することで「察する力」を高め、連携して対応できる「関係性」を持つことが重要です。
- ヤングケアラーを含む子どもたちの暮らしを、地域住民を含む関係者全体で考え、支え、見守ることができる分野横断的なネットワークを構築し、「白杵の将来を担う子どもをみんなで育てる地域※」の実現を目指します。※“白杵っこ”育ての「羅針盤」より引用（平成30年策定）

子どもたちの未来を支える、切れ目のないネットワーク（イメージ）

ヤングケアラーがいる家庭（世帯）

相談を受けたり、発見した場合には、情報を整理して、各担当部署と情報を共有しながら、それぞれの立場で可能な支援を積極的に実施する

（ステップ2へ）

ステップ1

- 学校関係（幼稚園・小学校・中学校）
- 障がい福祉サービス関係機関
- 介護保険サービス関係機関
- 保育所・こども園・高校子ども食堂等
- 医療機関等
- 白杵市社会福祉協議会
民生委員児童委員等
- 地域住民等
その他の外部機関

ステップ2

- 教育委員会（学校教育課）
- 福祉課
- 高齢者支援課
- 子ども子育て課
- 保険健康課
- 地域力創生課
- 市民生活推進課

ケアラーが「18歳未満」であり、

- ・本人や家庭への支援を長期的な視点で考える必要がある場合
- ・複合的な課題があり、担当課だけでは解決できない場合
- ・関係機関以外の支援の必要性がある場合

（ステップ3へ）



ステップ3

子ども子育て課「ちあぽーと」（子育て支援グループ）

各関係機関による情報の確認・ケース対応を取りまとめる

※内容により、各担当部署等と連携し、対応等を協議

※情報提供の際には、子ども本人または保護者等からの同意を得ることを基本だが、児童虐待が疑われる状況や要保護児童等に関する家庭であれば、同意がなくても可能

- ・児童虐待が疑われる場合、要保護児童等に関する家庭の場合

- ・本人・世帯への具体的な支援の必要性がある場合、または緊急性がある場合

対応等についての検討を行う

白杵市要保護児童対策地域協議会
（児童相談所・白杵津久見警察署・中部保健所等）

【情報共有の内容例】

- ① ヤングケアラー本人に関する情報（ケアの内容、時間や時間帯、困っていること健康状態、支援を受けることの意向など）
- ② ケアを必要としている家族に関する情報（必要なケアの内容、支援機関、支援を受けることの意向など）
- ③ その他家族に関する情報

対応策についての提案や協力

うすきプラットフォーム（多機関での協働を行う会議体）

- ① 分野を超えた情報共有により、どこに相談しても、適切な支援につながる体制構築を目指す
- ② 各分野ごとに中核を担う相談支援機関等を後方支援

対応策についての提案や協力